

令和 8 年 5 月 26 日

各課長・事業所長 様

環 境 局 長

令和 8 年度における職員の服務規律確保に向けた取組について

標題について、本市では職員による不祥事の削減を一層進めていくため、平成 29 年 11 月から、任命権者ごとに組織特有の課題に即した重点取組を設定し、その発生の防止に向けて重点的に取り組んできたところである。

去る令和 8 年 4 月 28 日に開催された、第 35 回大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議において、今年度の市長部局等における重点取組として、「**飲酒時の非違行為**」及び「**ハラスメント事案**」が設定され、発生防止に向けて重点的に取り組むこととなった。

また、当局においては、これまで市長部局の重点取組とは別に、当局独自の重点取組を設定してきたが、これまでの取組の結果、当局独自の服務上の課題が減少していることから、大阪市全体の重点取組である「**飲酒時の非違行為の防止**」及び「**ハラスメントの防止**」に重点的に取り組むとともに、「不祥事根絶」をめざした取組を進めていくことを、令和 8 年 5 月 18 日に開催された服務指導会議において決定した。

については、管理監督者が先頭となり、管下職員に対して周知徹底を行い、非違行為があった場合には、厳正に処分されうることを、今一度、職員一人ひとりに対して認識させていただくとともに、管理監督の立場にある職員として、その責任の重大さを十分自覚し、職員の指揮監督に一層努め、非違行為の防止に努めていただきたい。